

令和8年度外国人介護人材受入定着支援事業実施業務委託仕様書

1 委託業務の目的

生産年齢人口の減少に伴い、将来的な介護人材の確保が課題となる中、安定的な介護サービスの提供を確保していくためには、外国人介護人材を含む多様な人材の確保・育成が重要となっている。

本事業は、県内介護サービス事業者を対象に、外国人介護人材の受入・定着に係るセミナーを開催するとともに、個別の訪問支援を実施することで、外国人介護人材の受入・定着の促進を図り、介護人材の安定的な確保につなげることを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度外国人介護人材受入定着支援事業実施業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 外国人介護人材受入定着セミナー

ア 概要

外国人介護職員を雇用している、又は雇用を検討している介護サービス事業者に対し、外国人介護人材の受入・定着に関するセミナーを実施する。なお、セミナーの企画・広報から実施に係る一切の業務を行うこととする。

イ 業務内容

(ア) セミナーの開催

セミナーは、以下の内容を基本に、外国人介護人材の状況等を理解しやすいものとなるよう効果的な内容を企画・実施すること。

- ① 外国人介護人材受入制度の概要
- ② 受入判断に係る基礎理解
- ③ 受入に必要な手続き
- ④ 受入・定着に際して留意すべき点等
 - ・国ごとの特徴
 - ・受入に係る費用
 - ・受入前後の注意点、配慮すべきこと
 - ・トラブル対応事例
 - ・受入・定着に必要な体制整備
- ⑤ 受入等の相談窓口
- ⑥ 最近の動向（育成就労制度のほか、国の動向等公開されている範囲で触れておくべき点があれば取り入れること）

⑦ 優良事例（事業者の取組）の紹介

⑧ 質疑応答

(イ) セミナーの周知

周知は、チラシの配布等のほか、適当な方法を設定すること。

なお、県から県内の介護サービス事業者にメールにより案内する予定である。

※県内の介護サービス事業者は、佐賀県ホームページに「介護サービス事業所一覧」として掲載している。

(ウ) 申込の受付、参加決定通知

(エ) 会場、機材等の手配

(オ) 資料の作成及び印刷

(カ) 優良事例紹介施設の選定及び事例発表者との参加調整

(キ) 参加者アンケートの実施及び結果分析

事業成果を把握するためのアンケートを実施し、結果分析には今後の企画・運営に資する助言等を記載すること。アンケート項目の内容等は県と協議して決定すること。

(ク) 質疑応答対応

(ケ) その他、セミナーの運営に係る業務

ウ 開催日程等

(ア) 日 時 令和8年8月～11月頃

(イ) 回 数 1回以上

(ウ) 時 間 3時間以上

エ 開催方式、参加費

オンライン開催を基本とし、参加者数を把握すること。

当日の参加が難しい参加者や当日の内容を復習したい参加者に対して、セミナー終了後2か月間、セミナーの内容を動画で配信すること。なお、動画の視聴者に対しても、アンケートを実施すること。

参加費は無料とする。

オ 参加者

(ア) 目標数 50事業者以上（動画の視聴者は参加者数に含めない。）

(イ) 対象者 県内の介護サービス事業者

(2) 訪問支援

ア 概要

県内の介護サービス事業者及び外国人介護職員（介護に関する在留資格で働く者に限る。）が抱える課題等の解決をサポートするため、アウトリーチ型の訪問支援を実施する。なお、訪問支援の企画・広報から実施に係る一切の業務を行うこととする。

イ 業務内容

(ア) 訪問支援

外国人介護職員を雇用する介護サービス事業者を訪問し、事業者から外国人介護人材の受入・定着に関する課題等の情報収集、外国人介護職員から就労及び生活面における困りごと等の聞き取りを行うとともに、課題解決のための支援を企画・実施すること。

外国人介護職員の支援に当たっては、必要に応じて母国語による対応を行う等、実効的な支援となるよう工夫すること。

なお、実施に当たっては、対象者を必ず1度は訪問することとするが、複数回話を聞く等の場合は、オンラインを活用してもよい。

(イ) 優良事例の収集

外国人介護人材の受入・定着に関する優れた取組を行っている事業者の事例を収集し、事業者ごとの取組内容を資料として取りまとめ県に提出すること。

(ウ) 周知

周知は、適当な方法を設定すること。

なお、県から県内の介護サービス事業者にメールにより案内する予定である。

※県内の介護サービス事業者は、佐賀県ホームページに「介護サービス事業所一覧」として掲載している。

(エ) 訪問先の選定

(オ) その他、訪問支援等の実施に係る業務

ウ 期間及び回数

(ア) 期 間 令和8年8月～12月頃

(イ) 回 数 イ (ア) 訪問支援：5事業者×1回以上

イ (イ) 優良事例の収集：5事業者×1回以上

エ 対象者

県内の介護サービス事業者及び外国人介護職員

5 成果物について

業務を完了したときは、速やかに紙文書及び電子データにより下記のを納品すること。

- ① 業務完了報告書（事業実施内容記録、参加者アンケート結果分析）
- ② 本業務において作成したセミナー資料、優良事例集、広告物等データ
- ③ アンケート集計データ（エクセルデータ）
- ④ セミナー動画を保存したDVD及び配信動画URLリンク報告
- ⑤ その他委託者が、成果物として提出を求めるもの

なお、セミナーの動画配信の視聴者数（当日参加者を除く）についても報告すること。

6 その他特記事項

- (1) 事業の実施に当たっては、特定の受入れ制度や国に偏った説明を行わない等、公正・中立

な立場で実施すること。(ただし、本事業に関連する範囲(講師紹介等)で、受託者の業務内容や過去の実績等を簡潔に紹介することはできるものとする。)

- (2) 業務遂行に当たっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (3) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (4) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (5) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (7) 受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。
- (8) 本業務の実施に当たっては県と十分に協議し、県の上承を得て行うこと。
- (9) 委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議を行い定めるものとする。